

## ポータルサイト「乗り場インフォ三宮」の維持管理等に関する要綱

三ノ宮駅周辺における公共交通乗継円滑化推進会議規約(平成20年6月1日施行)第8条第4項の規定に基づき、ポータルサイト「乗り場インフォ三宮」(以下「ポータルサイト」という。)の維持管理等に関する要綱を以下のとおり定める。

### (定義と目的)

第1条 ポータルサイトは、運営管理者が設置する情報機器(サーバー)に搭載し運営するバス総合案内サイトであり、バスのり場、時刻表、所要時間等の情報や目的地の観光・地域情報などの基礎データを一元管理することにより、「利用者にとって、より快適で便利な公共交通サービスの提供」、「公共交通を活かしたまちづくり」に寄与することを目的とする。

### (所有権)

第2条 ポータルサイトに関する一切の所有権は、特定非営利法人神戸まちづくり研究所に帰属する。

### (運営管理者等の設置)

第3条 ポータルサイトの管理及び運営を行うため、運営管理者、情報提供責任者、支援協力者を設置する。

- 2 運営管理者は、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所から委ねられた株式会社神戸まちづくりとする。
- 3 情報提供責任者は、公共交通機関のダイヤ情報を提供する交通事業者とする。
- 4 支援協力者は、バナー広告等を提供する事業者等とする。

### (運営管理者等の事務)

第4条 運営管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) ポータルサイトの管理(情報システムの保守を含む。)及び運営の総括に関すること。
- (2) ポータルサイトの利用の総括に関すること。
- (3) その他ポータルサイトの管理等に関し必要なこと。
- (4) 会計に関すること。(会計報告に際しては、第三者の監査人の監査を受けるものとする。)

2 情報提供責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 運営管理者への公共交通機関のダイヤ情報の提供に関すること。
- (2) ダイヤ改正、新規路線開設及びバス停名称変更等による情報の更新及び運営管理者への報告に関すること。

3 支援協力者は、次に掲げる事務を行う。

- バナー広告等の提供に関すること。

### (運営経費)

第5条 ポータルサイトの維持・運営にかかる費用は以下のとおりとする。

- (1) サーバー維持管理
  - (2) 人件費(更新受付、管理業務、連絡調整等)
- 2, その費用にはバス事業者からの運営協力金と広告バナー掲載料を合わせた収入を充てる。

### (運営協力金)

第6条 ポータルサイトへの運営協力金は、別紙の計算により定める。

- 2 運営協力金は、12ヶ月分を一括して運営管理者へ支払うものとする。

(ポータルサイトの活用)

第7条 乗り場インフォに關係する主体は、これを活用して、公共交通利用促進、観光交流地域活性化、企業の社会的責任(CSR)を図るための下記のような広告を本サイトに掲載することができるものとする。この広告収益はサイト運営に積極的に活用する。

- (1) トップページへの企業の協賛バナーの掲載(神戸側及びビジター側の企業、イベント等)
- (2) 一定地域あるいはバス事業者の関連バナーをまとめた広告フォルダーを提供し、企画特集的な広告を掲載
- (3) その広告フォルダー等に、バス事業者の特定料金、特定チケット等の情報を掲載
- (4) ダイヤ検索結果などに、個別バス事業者や地域施設の広告バナー等を掲載

(要綱の見直し)

第8条 要綱は、社会情勢及び経営状況を鑑み、必要に応じて見直すものとする。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

## 別紙

### ポータルサイト運営協力金の考え方

#### バス事業者ごとの按分(S)計算式

$S(k) = J(k) \times G(k)$  JとGはバス事業者k毎に決まる

$J(k) [ i(NB \times F) ]$

= 1...nの路線

NB = 当該路線における本数/日

F = 路線中の中核的目標停留所を任意に選定。その片道標準料金

G = ホーム事業者は1、準ホーム事業者は0.5、ビジター事業者は0

1) ホーム事業者の定義: 兵庫県内及び阪神間、大阪府下を拠点とする事業者、もしくは「単独運行」を行っている事業者の場合、「ホーム事業者」と見なし、G = 1とする。(淡路島・但馬・播磨からの乗入れは、兵庫県でありホームとする)

三宮着を中心に考える。ただし、三宮から新神戸駅、神戸空港、大阪方面、市内各地等への通過発は、考慮に入れない。

2) 準ホーム事業者の定義: 兵庫県内ではない近隣近郊府県(京都府、四国地方、中国地方など)から一日8便以上の三宮駅への乗り入れがあり、当該事業者にとって三宮発着路線が事実上、営業上も主要路線と見なせるバス事業者は「準ホーム」としてG = 0.5とする

3) ビジター事業者の定義: ホームあるいは準ホームとはみなされないバス事業者で、かつ、共同運行で兵庫県外から三宮駅への乗り入れているバス事業者は、ビジターと見なし、G = 0とする

ただし、G = 0でも協力を妨げるものではない。

#### 按分(S)に基づいた協力金の算定

- 各バス事業者の協力金(月額)は上限10,000円、下限1,250円におさめる。
- 各バス事業者の協力金の金額については下記別表に基づいて段階分けして算定する。

分類	按分S		協力金額(円/月)
A	50,000 < S		10,000
B	14,000 < S	50,000	7,500
C	8,000 < S	14,000	5,000
D	5,000 < S	8,000	2,500
E	S	5,000	1,250

#### <備考>

- ・ 上限10,000円の根拠は、特定の事業者に負担が集中しないように考えた限界に基づく。ただし、これら按分の多い事業者におかれては、サイト協力が収益増加につながるように多様なサイトの利用促進のための活用策を検討する。
- ・ 按分比の大きな段差のある点で、2,500円ごとに4段階に区分した。さらに、ビジターで隔日1本運行の事業者もあるが、みんなで一緒に支えていただきたいと考え、2,500円の半額の1,250円を設定した。